

## 交野市立児童発達支援センター インターネット環境整備仕様書

### 1. 業務場所

- ①児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター） 交野市天野が原町 5-5-1
- ②こどもゆうゆう相談室  
ゆうゆうセンター3階（保健福祉総合センター） 交野市天野が原町 5-5-1

### 2. 業務期間

契約締結日から令和7年9月末日まで

### 3. 担当課

交野市立児童発達支援センター

### 4. 業務要件

保育・教育及び児童福祉施設向け業務支援ツールの利用開始に伴い、インターネットアクセスに必要な機器の調達および業務委託を実施するものである。

#### 5.1. 調達機器の数量

- ・モバイルルーター 4台

#### 5.2. 調達機器の利用場所

- ①児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）1階 職員室、各教室 3台
- ②こどもゆうゆう相談室 1台

#### 5.3. モバイルルーター仕様

##### ①通信仕様

Wi-Fi アクセスポイントの整備にあたっては、次に示す要件を備えたモバイルルーターを用意し、インターネット環境を整備すること。

- a. 回線開通工事（光ケーブルの導入等）を発生させず、回線工事不要で、インターネットに接続できる機器であること。
- b. Wi-Fi アクセスポイント1台につき、PC端末を最大4台以上接続しても快適に利用できること。
- c. IEEE802.11a/b/g/n/ac に対応すること。
- d. 暗号化方式、WPA2 で接続可能であること。

- e.データの通信速度として、最低でも以下の要件を超えるものであること。  
数値については、ベストエフォート方式にて計測することを可とする。
- 4G：受信時最大 800Mbps／送信時最大 40Mbps
- f.モバイルルーターについては、※参考製品：+F FS030W（富士ソフト製）とする
- g.対応キャリア：ドコモ・Softbank・KDDI 各2バンド以上対応していること
- h.WLAN：WLAN(WiFi) 2.4GHz/5Ghz MAX(理論値) 300Mbps 以上
- i.SIM：Micro SIM に対応し、SIM とバンドルして提供すること。SIM 契約は1年かつ20GB 以上/月とすること。
- j.認証：TELEC/JATE/WiFi Cert/ PSE/VCCI に対応していること

## ②その他

- a.通信時間：20 時間以上（LTE・WiFi）／ 24 時間以上（Bluetooth）
- b.バッテリーレスで AC 給電のみで稼働可能なこと
- c.付属品：USB ケーブル、AC アダプター付属のこと
- d.通信、電池状態の画面のみが表示される設定にできること
- e.WPS 機能を無効化できること
- f.USB テザリングを無効化できること
- g.同等品は可とする
- h.専用のグレードルを付けること ※参考製品：CRDFS030W
- i.初期不良品については速やかに取替えを行うこと
- j.運搬設置等の必要経費を含めて見積もりを行うこと

## 6. 導入作業仕様

別途調達予定の端末（PC、iPad 等、約 10 台）に対し、下記作業を実施すること。

- a.端末に対し、本市が指定した情報をもとに初期設定を行うこと
- b.端末に対し、保護フィルムおよび保護ケースを貼付すること
- c.端末に対し、「6. ステッカーの仕様」に準じたステッカーを貼付すること
- d.全台に対して「保育・教育及び児童福祉施設向け業務支援ツール」のエージェントを導入し、利用できる状態にすること。ライセンスは別途用意するため本調達には含まない
- e.本市が提供する情報をもとに適切なネットワーク設定を行い、業務利用できる状態にすること
- f.端末およびモバイルルータのホスト名・IP アドレス等は市職員が指定する内容で設定すること
- g.展開・設置スケジュールについては本市と調整の上、恙なく執り行うこと

- h.設定作業中および作業後、機器が正常作動しないことが判明した場合、市職員の指示により設定変更を行い、正常作動する状態にすること
- i.取扱説明書等添付品は、市職員の指定する場所に納品すること

## 7. ステッカーの仕様

テープ幅：36 ミリ

テープ色：白

打出項目：施設名・コンピュータ名・機種名・管理番号・(iPad には OS も記載)

## 8. 納入場所

Wi-Fi アクセスポイント等機器の納入場所は、以下の場所とする。

なお、機器の納入は、利用期間初日の前日までに完了していることとする

〒576-0034

交野市天野が原町5-5-1 交野市立児童発達支援センター 担当：篠田・樋掛

## 9. 利用期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

## 10. その他

- a.本仕様書は本事業の基本的な内容について示すものである  
事業の性質上当然実施しなければならない事項については実施すること
- b.納入機器はすべて新品であること
- c.初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと  
その際は、指定された設定やソフトウェアのインストール等を実施した上で当初の設置場所に配置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること
- d.導入作業にあたり本市が不要と判断する梱包材、付属品、マニュアル等は受注業者の責任で撤去すること
- e.受注者はプライバシーマーク認定業者またはISMS 認証業者であること
- f.搬入・設置に係わっては事前に本市と協議を行いその指示に従うこと
- g.完成図書（設定一覧、リカバリ手順書、型番一覧表等）はPDF データ及び印刷物（1部）を提出すること
- h.本仕様書に記載のない事項については別途協議とする